

# 賞 罰 規 程

制定 平成 24 年 12 月 9 日  
施行 平成 24 年 12 月 9 日  
制定 令和 3 年 11 月 27 日  
施行 令和 4 年 4 月 1 日  
施行 令和 5 年 1 月 1 日

## 第 1 条〈表彰規定〉

### 第 1 項〈生徒表彰〉

本連盟主催競技及び後援競技において、本人又は学校が顕著な成績を挙げた業績に対し、当該校顧問による表彰の依頼を受けた場合は、理事会はこれを審議し、妥当と認めた場合は卒業年度に限りこれを表彰することができる。生徒表彰の細則は別に定める。

### 第 2 項〈役員表彰〉

永年、本連盟に貢献した者に対し、理事会で審議し表彰することができる。

### 第 3 項〈学校表彰〉

全国高等学校・中学校ゴルフ選手権大会団体の部において、30年、20年、10年連続出場した学校に対し、これを表彰することができる。

### 第 4 項〈一般表彰〉

本連盟の活動を理解し貢献した者に対し、理事会で審議し表彰することができる。

## 第 2 条〈懲罰規定〉

### 第 1 項〈本則〉

本連盟は、顧問、監督、コーチ又は部員が、連盟の定款・規程・規則その他の指示（以下、「定款等」という）に違反し又は違反する恐れのある行為があると認めるときは、理事会の審議を経て、ゴルフ部、その顧問、監督、コーチ又は部員に対し、警告、1年以下の出場停止又は除名の処置をとることができる。

### 第 2 項

本連盟に所属する加盟者が、クラブ活動中に生徒としての本分に違反する行為があった場合は、第 2 条第 1 項の規程を適用する。

### 第 3 項

本連盟に所属する加盟者が、日常生活中に生徒としての本分に違反する行為があった場合は、その当該校の校則にその判断を委ねる。

ただし、その違反する行為が社会的にも明らかになった時は、第 2 条第 1 項に準じ規程を適用する。

### 第 4 項〈大会罰則〉

- 1 大会期間中（開会式から表彰式までを指す。以下同じ）に、選手が故意の不正行為、法令又は定款等に違反する行為をした場合は、その期日より 1 年以下の出場停止とする。
- 2 団体の部競技中に上記行為が発生した場合は、そのチームの出場を取り消す。これらの行為がチーム（学校）全体で行われたとコンプライアンス委員会が裁定した場合は、そのチームと選手は本連盟主催競技につきその期日より 1 年以下の出場停止とする。

なお、団体戦と個人戦を兼ねる競技中に前段の行為が発生し、チーム全体で行われてはいないと裁定した場合は、当該生徒以外の出場はそのまま継続できる。

#### 第5項〈出場停止の軽減措置〉

出場停止中、指導経過の報告内容により、第2条第4項に示された期間中であっても、出場停止を解除することができる。

#### 第6項〈報告義務〉

- 1 第2条に当たる行為が発生したときは、当該校は当該地区連盟を通じ直ちにその事実を本連盟に報告しなければならない。
- 2 当該地区連盟は直ちにその事実を調査し、30日以内に本連盟へ調査結果を報告しなければならない。
- 3 本連盟主催競技中に、第2条第4項に係わる事項を認知した者は、直ちに大会本部に報告しなければならない。
- 4 調査結果の報告には、客観的な証拠をできるだけ添付すること。

#### 第7項〈報告義務違反〉

第2条第6項に違反する行為があったときは、第2条第1項の規定を準用する。

#### 第8項〈付則〉

第2条第1項から第3項にあたる行為があっても、他団体主催の大会への出場等についてはこれを問わない。後援競技への出場については、主催者と協議する。

### 第3条〈コンプライアンス委員会〉

#### 第1項

コンプライアンス委員会は、コンプライアンス委員をもってこれを組織し、第1条、第2条に定める事項を審議し、理事会に対しその意見を答申する。

#### 第2項

コンプライアンス委員会は、理事会で承認された12名以下のコンプライアンス委員で構成される。

#### 第3項

コンプライアンス委員長は、理事会の決議によってコンプライアンス委員の中から選定する。

#### 第4項

コンプライアンス委員会は、構成員の2分の1以上が出席することにより開会できる。また、審議の方法は別に定めるコンプライアンス委員会要綱による。

#### 第5項

第2条に関する議決は、コンプライアンス委員会の出席者の3分の2以上の同意をもって決する。ただし、コンプライアンス委員会において除名又は6ヶ月を超える出場停止に相当と認めた場合は、コンプライアンス委員会はその旨を理事会に答申しなければならない。理事会は、当該答申を受けたうえで審議し決議を行う。

当該者は、理事会に対し弁明する機会を求めることができる。

#### 第6項

第5項の決議は、当該地区連盟を通じて速やかに当該校又は当該者に文書にて通知する。また、不正及び暴力行為等の決議は日本ゴルフ協会に報告する。

#### 第7項

コンプライアンス委員は、審議の内容を他に漏洩してはならない。

### 第4条 本規程は理事会にて改定する。